

福岡県公報

令和8年6月26日
第706号

目次

告示（第430号－第438号）

○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	（保護・援護課）	1
○土地の収用又は使用の手続の開始	（用地課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	2
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課）	4
公 告		
○落札者等の公示	（デジタル戦略推進課）	4
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	6
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	6
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	7
○土地改良区の役員の退任	（農村森林整備課）	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	7
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条		

例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	8
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	（防災企画課）	9
○土地改良区の役員の退任	（農村森林整備課）	9
○落札者等の公示	（ワンヘルス総合推進課）	9
○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	10
○落札者等の公示	（教育庁義務教育課）	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	11
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	11

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更	（警察本部運転免許試験課）	11
○指定講習機関の代表者の変更	（警察本部運転免許試験課）	11
○指定講習機関の代表者の変更	（警察本部運転免許試験課）	11

告 示

福岡県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

大居196	介臨丸	大牟田市右京町21－1	大牟田市東新町二丁目1－1	R 8・4・1
直居104	はるヘルパーステーション	直方市大字中泉830－4	直方市大字中泉827－4	R 7・3・12
中居99	リハビリ特化型デイサービス GRAND	中間市大字垣生2023－4	中間市大字上底井野720番地10	R 7・3・1
大野居139	ヘルパーステーションあったかいご	大野城市筒井二丁目13－20 ノーベル筒井Ⅱ101号	春日市春日原南町四丁目37－92	R 8・3・1
宰居51	パナソニックエイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	糟屋郡宇美町大字宇美古野ノ口3426－9	大野城市仲畑四丁目4－1	R 7・12・1
宗居7	ヘルパーステーション暖家。	遠賀郡水巻町吉田南二丁目2番5－1号	遠賀郡水巻町猪熊九丁目1－55	R 7・10・1

福岡県告示第431号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目及び東合川二丁目地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

久留米市役所（国県事業調整課）

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

6 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

福岡県久留米市東合川七丁目及び東合川一丁目地内

(2) 使用の手続が開始される土地

福岡県久留米市東合川七丁目及び東合川一丁目地内

福岡県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1766号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妙見町(a)－2	北九州市小倉北区妙見町及び大字足原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目－2	北九州市小倉北区黒原二丁目及び大字足原（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡

県告示第1767号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
妙見町(a)－2	北九州市小倉北区妙見町及び大字足原（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妙見町－1	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－2	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－3	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－4	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－5	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

妙見町－6	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－7	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町－8	北九州市小倉北区妙見町及び大字足原（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目－2	北九州市小倉北区黒原二丁目及び大字足原（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目－3	北九州市小倉北区黒原二丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目－4	北九州市小倉北区黒原二丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目－5	北九州市小倉北区黒原二丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町	北九州市小倉北区黒原一丁目及び妙見町（別紙図面13に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1から13までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
妙見町－1	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

妙見町－2	北九州市小倉北区妙見町 (別紙図面2に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表 のとおり
妙見町－4	北九州市小倉北区妙見町 (別紙図面4に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表 のとおり
妙見町－5	北九州市小倉北区妙見町 (別紙図面5に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表 のとおり
妙見町－6	北九州市小倉北区妙見町 (別紙図面6に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表 のとおり
妙見町－8	北九州市小倉北区妙見町 及び大字足原(別紙図面 8に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表 のとおり
黒原2丁目 －5	北九州市小倉北区黒原二 丁目(別紙図面12に示す 区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表 のとおり

備考 別紙図面1、2、4から6まで、8及び12は省略し、その図面を北九州市役所に
に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令
和8年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧
に供する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	行 橋 停車場 線	行橋市宮市町375番4先から 行橋市大橋三丁目2808番7先まで

福岡県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧
に供する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	飯 塚 間 線 福 間	前	福津市福岡駅東一丁目3339番2先か ら 福津市中央二丁目3436番9先まで	9.3 ～ 37.6	264.1
			後	福津市福岡駅東一丁目3339番2先か ら 福津市中央二丁目3436番9先まで	17.9 ～ 35.7	264.1

福岡県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令
和8年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧
に供する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	飯 塚 間 線 福 間	福津市福岡駅東一丁目3339番2先から 福津市中央二丁目3436番9先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称
福岡県電子調達システム更新に係る要件定義業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県政策企画部デジタル戦略推進課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 5 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目 10 番 20 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,450,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 3 月 24 日

公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和 8 年 6 月 16 日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(有) 東雲組	北九州市八幡西区本城一丁目 15 番 24 号	山口 博美	令和 7 年 5 月 8 日 福岡県知事許可（般－7） 第 71453 号

- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
(1) 停止を命じる営業の範囲
建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業
(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。
(2) 停止期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 10 日までの 10 日間
- 4 処分の原因となった事実
(有) 東雲組は、北九州市内の 2 カ所の民間工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む（株）隆篤建設及び R K K A W A T A と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、それぞれ下請契約を締結した。
以上のことは、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当する。

公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和 8 年 6 月 16 日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株)隆篤建設	遠賀郡遠賀町大字鬼津961-6	河田 隆	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和8年7月1日から令和8年7月3日までの3日間

4 処分の原因となった事実

(株)隆篤建設は、北九州市内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を（有）東雲組と締結した。

以上のことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和8年6月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
R K KAWATA	直方市大字上頓野2761-4	河田 隆	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和8年7月1日から令和8年7月3日までの3日間

4 処分の原因となった事実

R K KAWATAは、北九州市内の民間工事において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を（有）東雲組と締結した。

以上のことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
八女市土地改良区	令和8年6月16日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区
の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	令和 8 年 6 月 16 日

公告

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律
第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任監事

氏 名	住 所
荒巻 勝典	柳川市古賀368番地 1

公告

筑後東部第 2 期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法
（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
吉開 優	柳川市三橋町木元310番地
吉開 一博	柳川市三橋町木元323番地 1
森田 茂久	柳川市三橋町磯鳥569番地 1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯鳥445番地
梶島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
鶴田 信行	柳川市三橋町柳河63番地10
井上 照正	柳川市三橋町柳河531番地
井口 博美	筑後市大字下妻800番地 1 の 2
下川 粲	筑後市大字馬間田926番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地 2
大薮 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 渡	柳川市立石108番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
木元 友喜	柳川市三橋町起田505番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地 4
藤丸 譲二	柳川市三橋町百町1604番地

3 就任理事

氏 名	住 所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

磯村 信義	柳川市三橋町吉開261番地
野田 節夫	柳川市三橋町起田492番地
吉開 優	柳川市三橋町木元310番地
吉開 一博	柳川市三橋町木元323番地 1
森田 茂久	柳川市三橋町磯鳥569番地 1
由衛 智伸	柳川市三橋町磯鳥445番地
枕島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
鶴田 信行	柳川市三橋町柳河63番地10
井上 照正	柳川市三橋町柳河531番地
井口 博美	筑後市大字下妻800番地 1 の 2
下川 達弘	筑後市大字下妻514番地 1
下川 修	筑後市大字下妻1431番地 1
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地 2
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 渡	柳川市立石108番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
木元 友喜	柳川市三橋町起田505番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地 4
河口 正人	柳川市三橋町白鳥339番地 1

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡

県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成28年熊本地震による災害（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第1条に規定する平成二十八年熊本地震による災害をいう。）（平成28年6月28日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成28年6月28日から令和8年6月27日までの間

（変更後）平成28年6月28日から令和10年6月27日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和8年6月12日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成30年7月豪雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（平成30年7月12日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 平成30年 7 月12日から令和 8 年 7 月11日までの間

(変更後) 平成30年 7 月12日から令和10年 7 月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和 8 年 6 月12日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第 2 条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和 8 年 6 月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和 2 年 7 月豪雨による災害（令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第223号）第 1 条に規定する令和二年七月豪雨による災害をいう。）（令和 2 年 7 月30日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 令和 2 年 7 月30日から令和 8 年 7 月29日までの間

(変更後) 令和 2 年 7 月30日から令和10年 7 月29日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和 8 年 6 月12日

公告

安武地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 6 月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
上田 義人	築上郡築上町大字安武579番地 1
出口 貞味	築上郡築上町大字安武515番地 1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 6 月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県ワンヘルスセンター（仮称）ネットワークシステムの賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健環境研究所

(2) 所在地

太宰府市大字向佐野39

3 落札者を決定した日

令和 8 年 4 月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社QTnet

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

588,495,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年3月6日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	令和8年6月17日

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度福岡県学力・学習状況調査業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
教育庁教育振興部義務教育課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和8年4月24日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社内田洋行
 - 住所
東京都中央区新川二丁目4番7号

- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

47,998,500円

- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

宇美須恵都市計画特定用途制限地域の変更（令和8年5月15日宇美町告示第50号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

宇美須恵都市計画用途地域の変更（令和8年5月15日宇美町告示第50号の1）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1

開発区域に含まれる地域の名称
築上郡吉富町大字小犬丸496番 1 及び496番 5 から496番18まで
- 2

開発許可を受けた者の住所及び氏名
大分県中津市中殿町三丁目26番地の 3
株式会社 栄都
代表取締役 雨宮 耕造

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1

開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市塔原東四丁目468番 1
- 2

開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市一木1148番地の 1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役社長 森 竜馬

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1

開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡駅東三丁目299番 1、299番 7 から299番14まで、325番10、325番11及び328番 2
- 2

開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県千葉市中央区弁天二丁目20番20号

株式会社拓匠開発
代表取締役 工藤 英之

公安委員会

福岡県公安委員会告示第161号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成 2 年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県公安委員会

表中	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5 大 村 芳 彦	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5	を

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5 藤 田 卓 三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5	に改める。
--	-----------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第162号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年 3 月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 26 日

福岡県公安委員会

表中	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5 大 村 芳 彦	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5	を

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5 藤 田 卓 三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15－ 5	に改める。
--	-----------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第163号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（令和4年6月福岡県公安委員会告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

福岡県公安委員会

表中

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5 大 村 芳 彦	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5
---------------------------------------	----------------------------

を

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5 藤 田 卓 三	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5
---------------------------------------	----------------------------

に改める。